

岩見沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 社会福祉法第 4 条及び第 1 0 7 条に基づき、岩見沢市における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等を一体的に定める計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを目的として、岩見沢市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 策定委員会は、計画の策定及び見直しに関し必要な事項について調査及び検討を行い、地域福祉の推進のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等について協議し、本市に対して適切な助言を行うものとする。

（組織）

第 3 条 策定委員会は、2 0 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- (3) 公募により選任された市民

- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しの完了時までとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。